

PAZ内及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

かごしまけん

- 鹿児島県では、PAZ内及びUPZ内住民の配布対象者に安定ヨウ素剤の説明会及び配布会を実施。
- PAZ内住民を対象に42回の説明会と34回の配布会を実施し、令和2年7月19日現在、2,663人に事前配布を実施。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- PAZ内すべての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の配備を実施。
- UPZ内住民に対しては、障害や病気により緊急時の受け取りが困難であるなど、一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に説明会と配布会をそれぞれ26回実施し、令和2年4月1日現在、2,016人に事前配布した。今後も継続して説明会を実施し、希望者に対する配布を実施。
- UPZ内の希望する医療機関、社会福祉施設に対し事前配布を実施。

●PAZ内住民への事前配布状況

	配布対象者(人)※	配布済人数(人)
さつませんだいし 薩摩川内市	3,969	2,663
合計	3,969	2,663

※ PAZ内の住民数から、PAZ内に住む九州電力職員及びPAZ内の病院に住民票を移している入所者を除いた人数

●UPZ内住民への事前配布状況

	配布要件	配布済人数(人)
薩摩川内市	UPZ内に居住しており、以下の一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象 ①障害や病気のある方 ②高齢者のうち災害時に配慮を要する方 ③妊婦・授乳婦 ④乳幼児(未就学児) ⑤①～④には該当しないが、類する事情がある方 ⑥①～⑤に該当する方が世帯にいる方	917
いちき串木野市		425
阿久根市		133
鹿児島市		40
出水市		187
日置市		231
始良市		0
さつま町		79
長島町		4
合計		-

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



医師による説明



問診

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、17箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約161万丸の丸剤と500gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄（令和2年10月現在）。
- ▶ 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

28箇所
〔関係市町施設：17箇所
保健所等：11箇所〕



県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

・UPZ内緊急配布場所※
・避難退域時検査場所

※ 緊急配布場所として、UPZ内の避難経路上で公共施設等（12か所）をリストアップし、市町と協議中

凡例
● 安定ヨウ素剤備蓄場所

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。

(凡例)

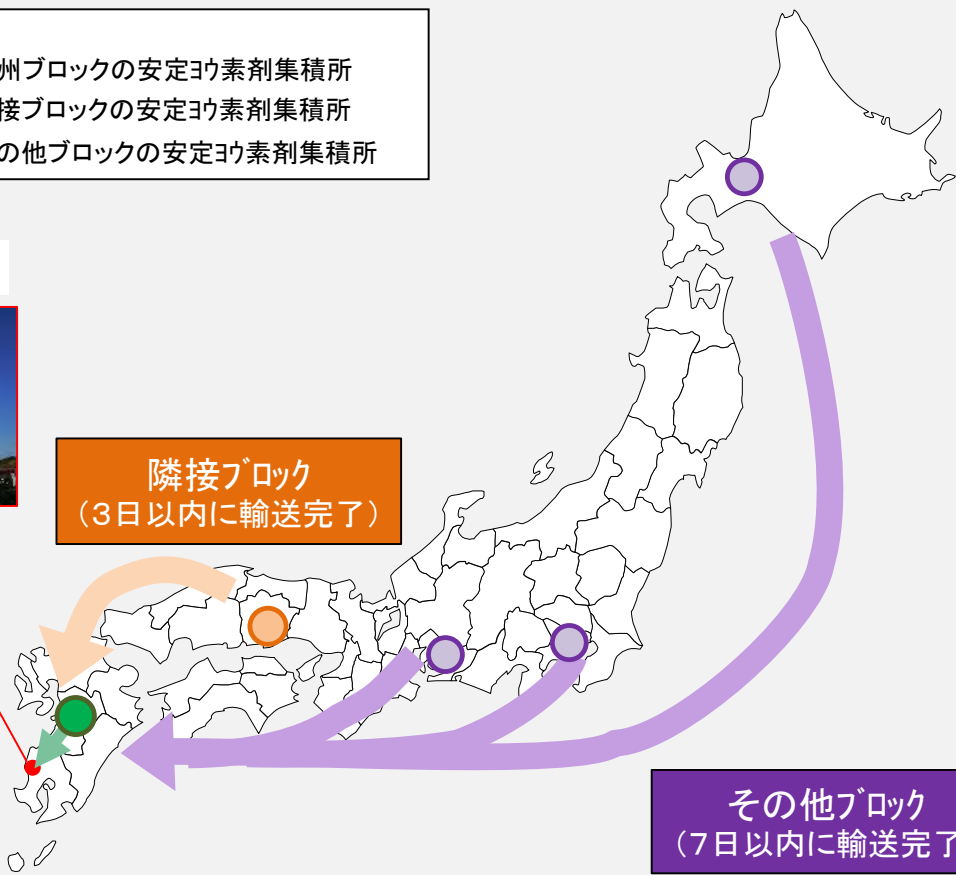
- :九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所
- :隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所
- :その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所

せんだい
川内原子力発電所

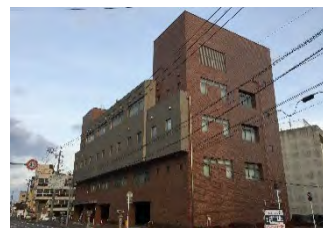


隣接ブロック
(3日以内に輸送完了)

九州ブロック
(24時間以内に輸送完了)



その他ブロック
(7日以内に輸送完了)



せんだい
川内オフサイトセンター
かごしまけん
(鹿児島県原子力防災センター)

指示



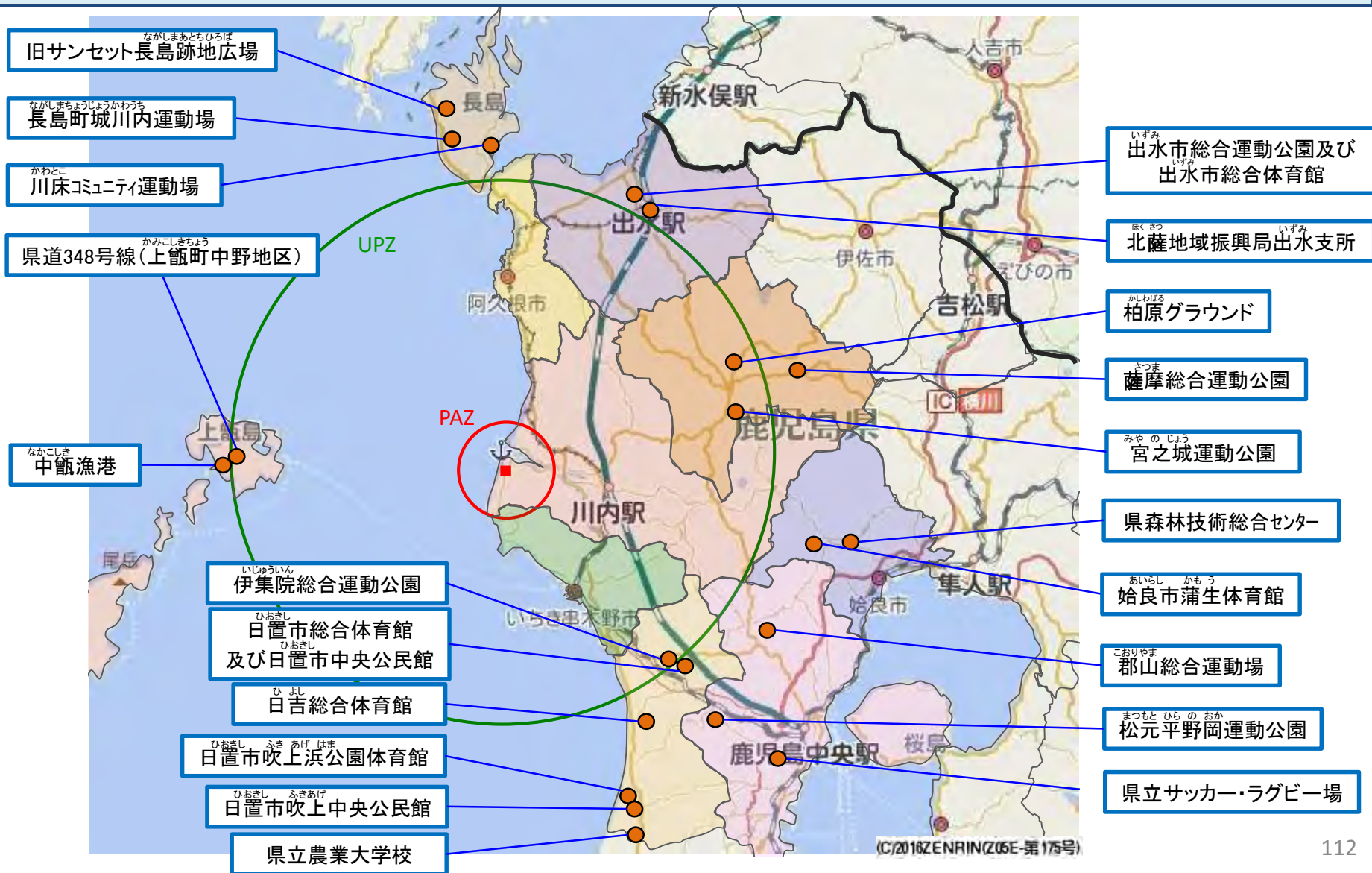
安定ヨウ素剤集積所

配送

UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

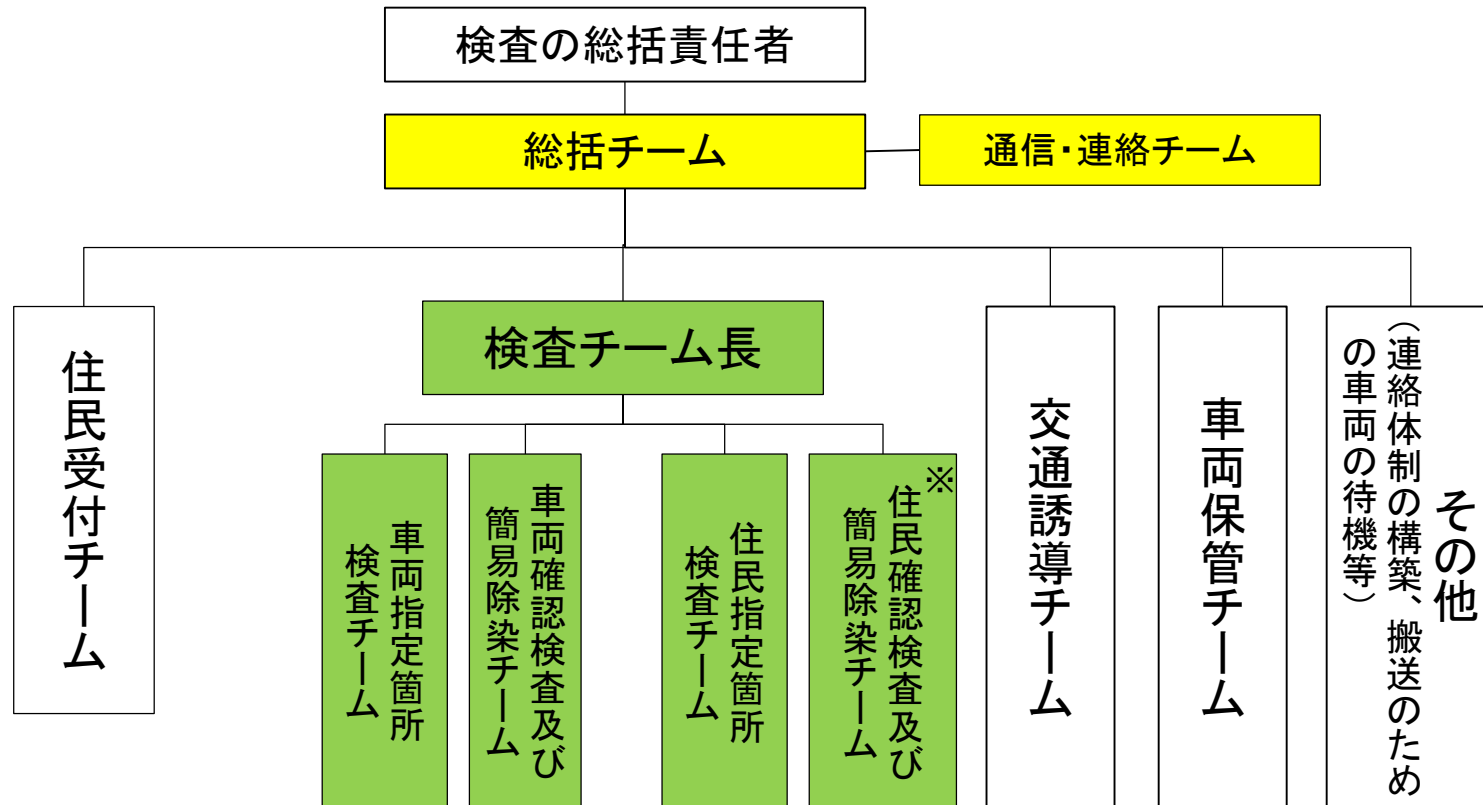
鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30Km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地をあらかじめ準備。



避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、900人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

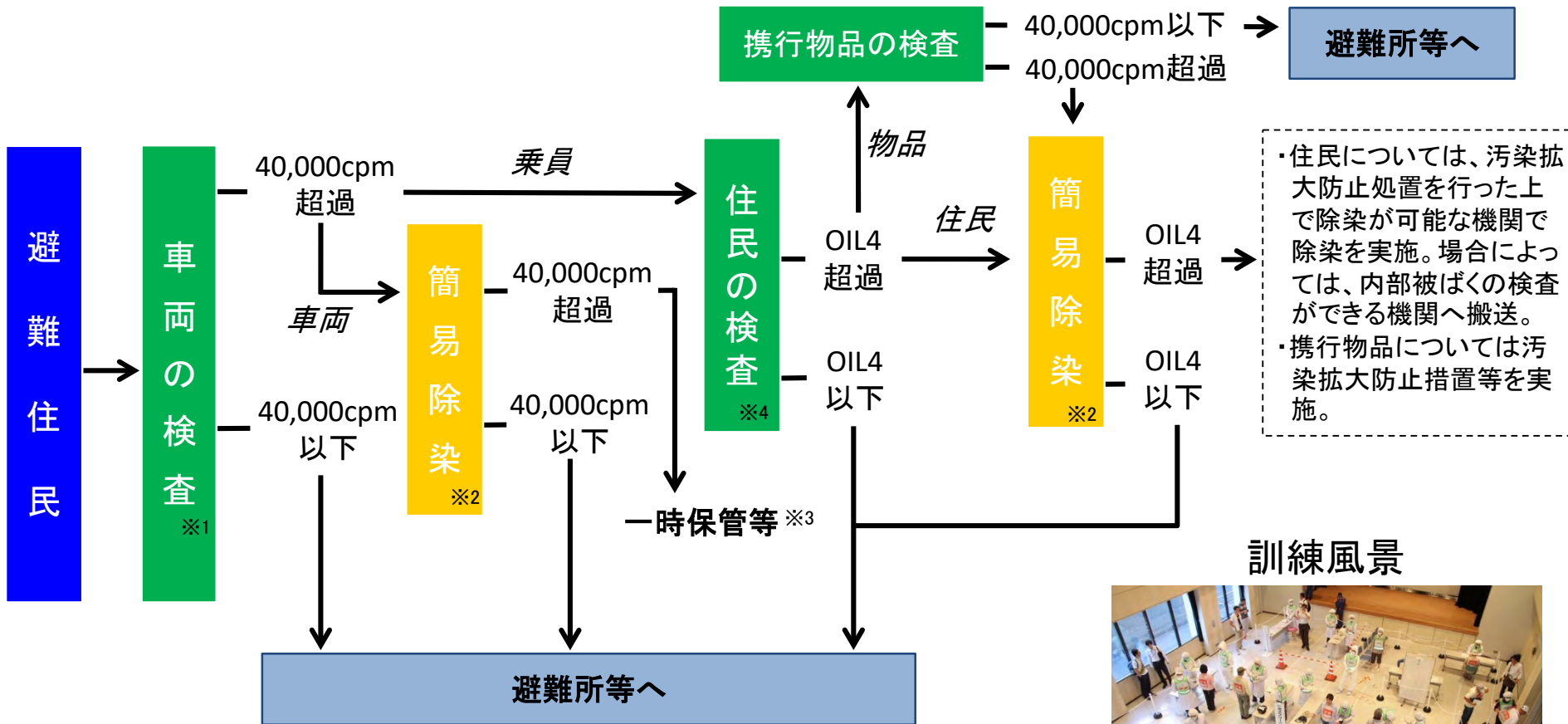
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※1 一時移転等を行う住民の検査は、乗員の代用として、まず車両検査を行う。

※2 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※3 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

※4 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。



原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



※本地図は鹿児島本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院も含まれる。

- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【2医療機関(鹿児島大学病院、済生会川内病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県が登録
【16医療機関(鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他)・16機関(県内各保健所他)】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。

せんだい
川内オフサイトセンター
(薩摩川内市)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車(1台)
現場指揮、
資機材・人員搬送



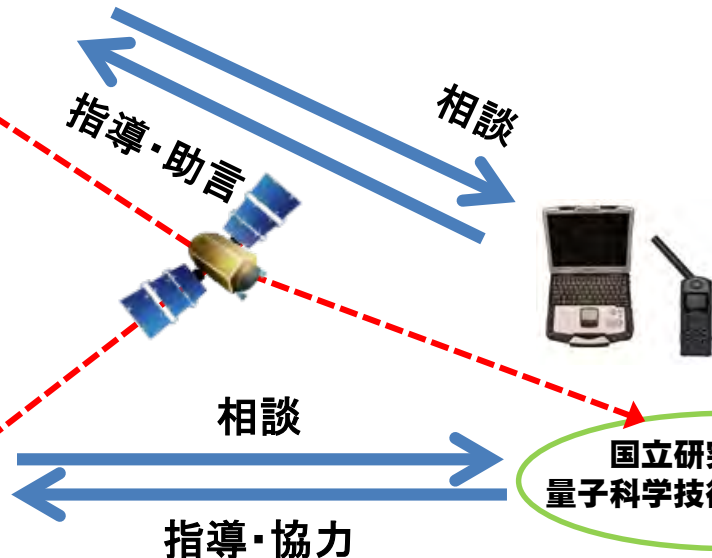
検査測定車(1台)
ミラホ付き、線量評価測定



大型救急車(1台)
患者搬送



避難退域時
検査場所等



国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

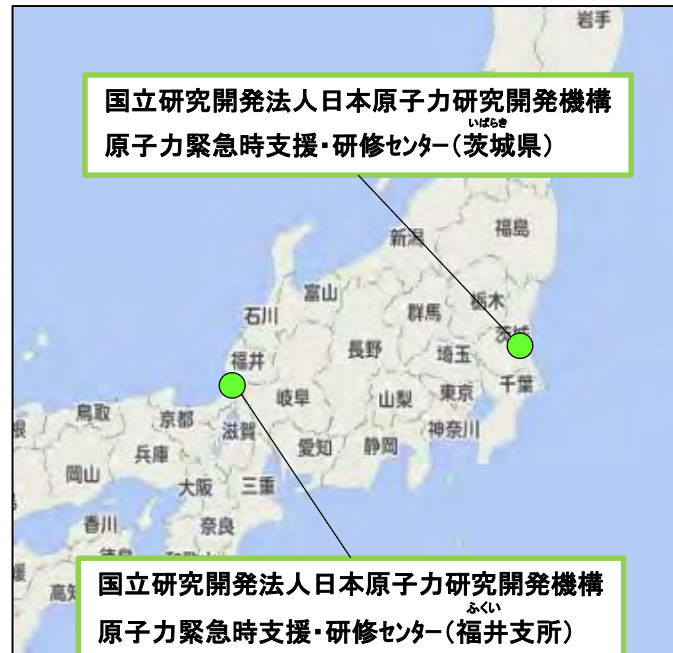
- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センターいばらきけん（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（福井支所）

(C)2018ZENRIN(2016E-第175号)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築

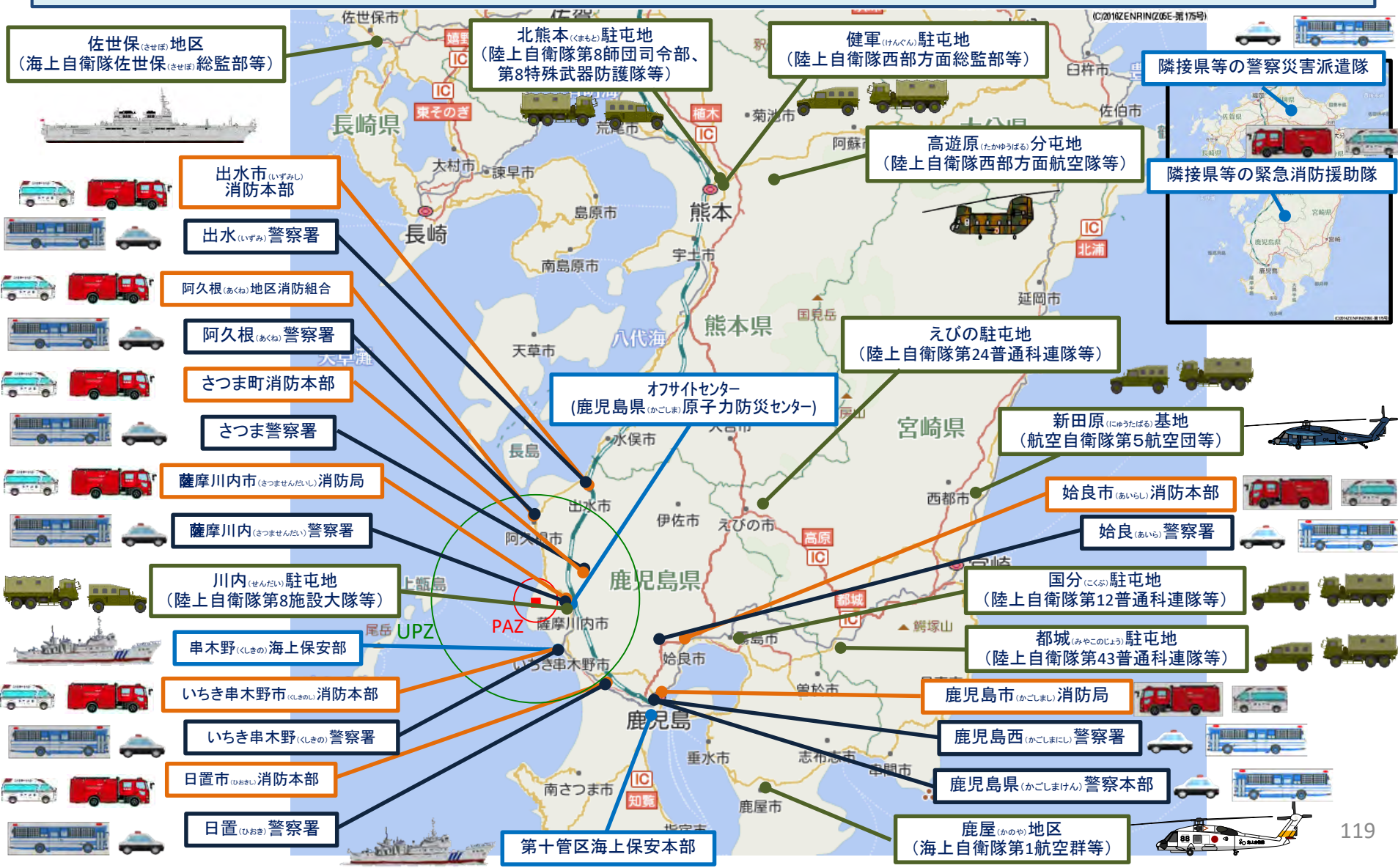


緊急時モニタリング

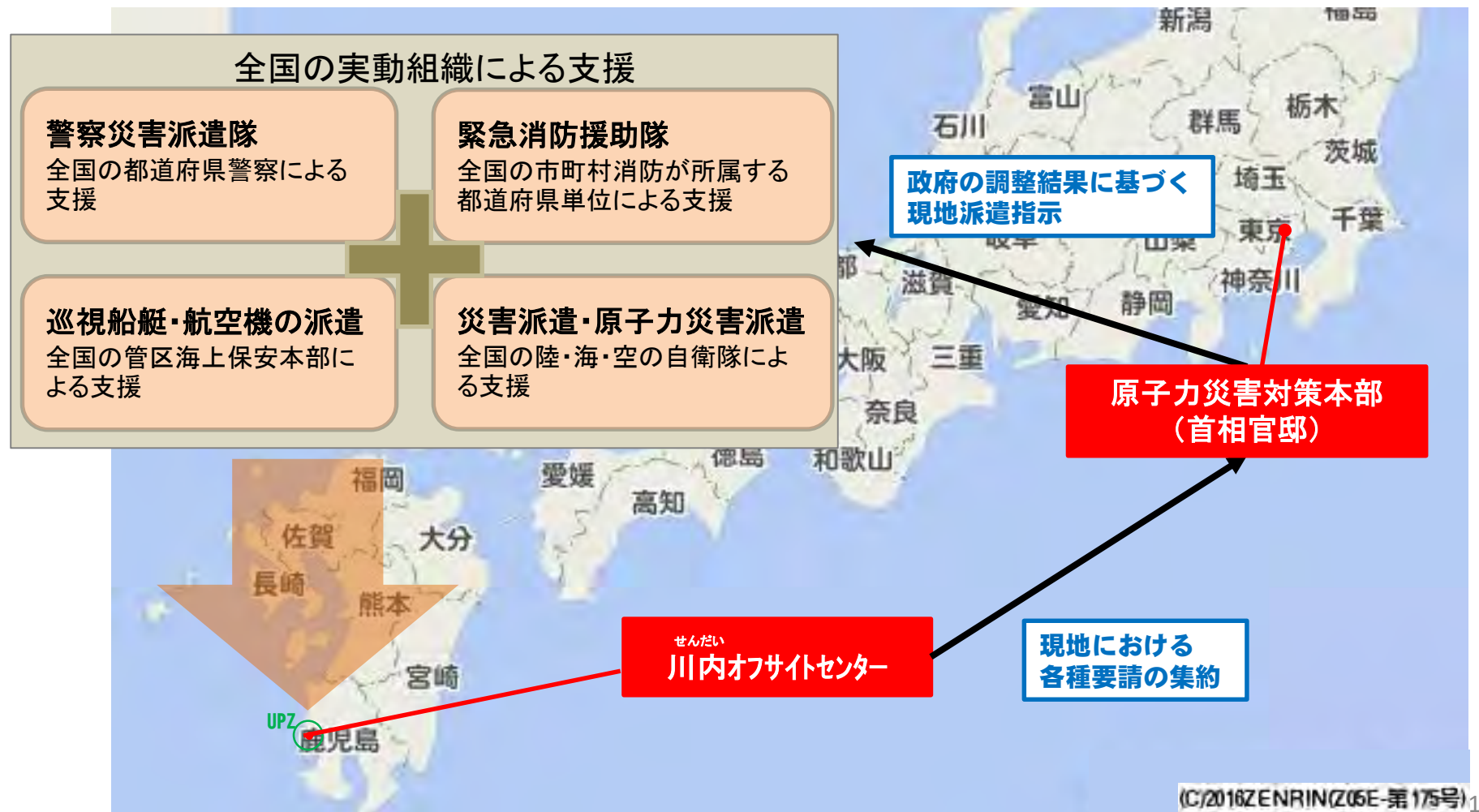
10. 国の実動組織の支援体制

川内地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



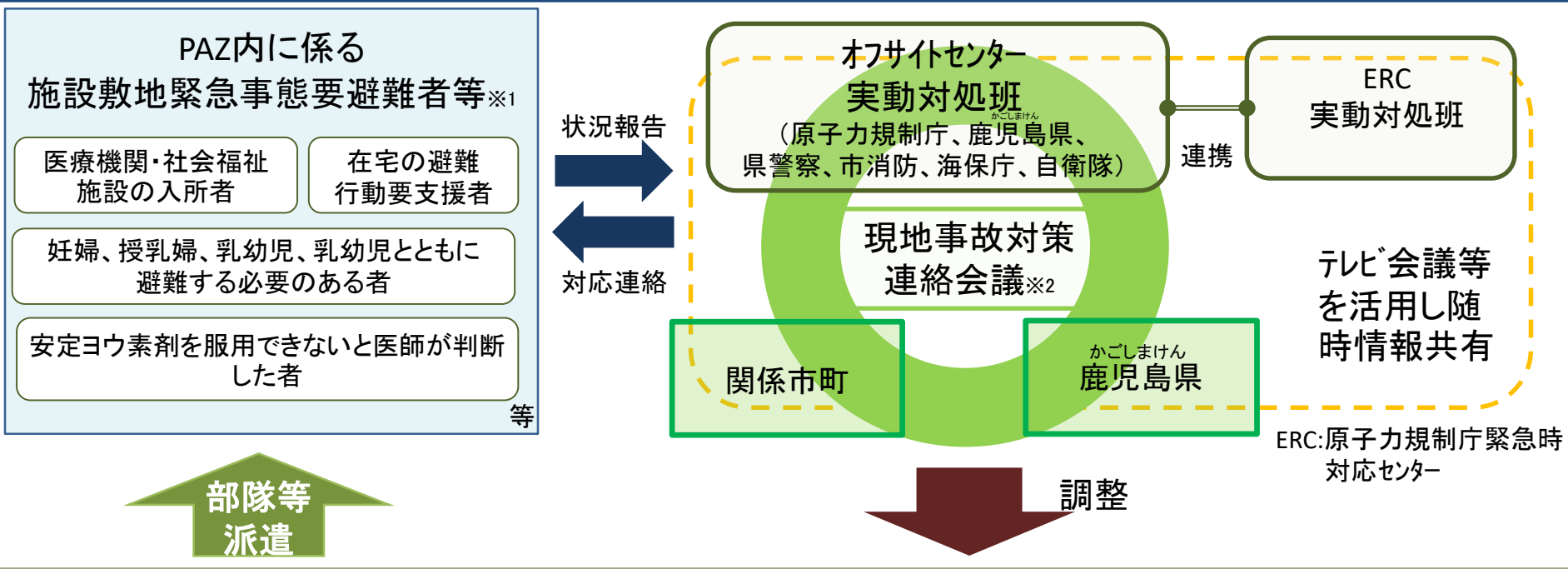
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、^{かごしまけん}鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態に至った場合に施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
→ 不測の事態における鹿児島県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



＜警察＞
かごしまけん
鹿児島県警察
九州管区警察局 等

＜消防＞
さつま せんだいし
薩摩川内市消防局
その他関係市町管轄消防機関

＜海保庁＞
くしきの
串木野海上保安部
第十管区海上保安本部

＜自衛隊＞
陸上自衛隊西部方面総監部
海上自衛隊佐世保地方総監部
航空自衛隊航空総隊司令部 等

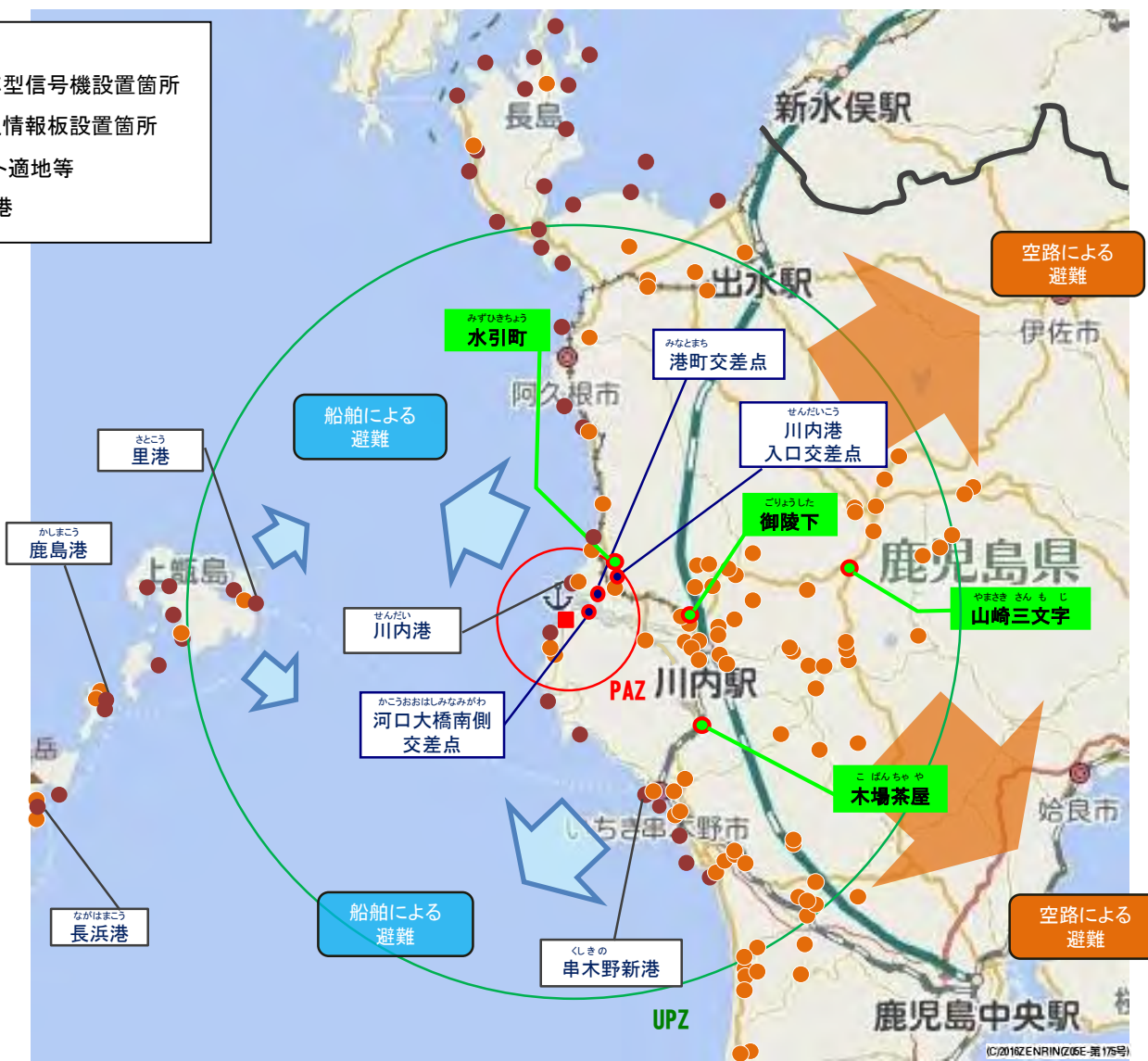
※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したものの。全面緊急事態では、PAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる。

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報収集

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、車両による避難ができない場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

- 凡例
- : 突発対応型信号機設置箇所
 - : 道路交通情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 鹿児島県かごしまけんと関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

